

令和7年10月31日

各 位

いわき信用組合
理事長 金成 茂

当信用組合に対する行政処分について

本日、当組合は、第三者委員会及び特別調査委員会により判明いたしました一連の不祥事件、旧経営陣らによる反社会的勢力への不正な資金提供行為等について、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づき、金融庁より行政処分（業務の一部停止命令ならびに業務改善命令）を受けました。

当組合は、令和6年11月15日に公表しました一連の不祥事件について、令和7年5月29日に東北財務局より業務改善命令を受け、新しい経営体制のもとで、不祥事件の真相究明のための特別調査委員会を設置して調査を進めてまいりました。その結果、旧経営陣らが、長期にわたり反社会的勢力への不正な資金提供等の複数の不祥事件を引き起こしていたことが判明いたしました。

行政処分の内容につきましては下記のとおりであります。社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員らが、複数の不祥事件を引き起こしましたことを役職員一同深く反省し、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の行政処分を厳粛に受け止め、ガバナンス、コンプライアンスの再構築を早急に実行し、こうした不祥事件を二度と引き起こすことのないよう役職員一丸となって取り組んでまいります。

記

1. 行政処分の内容

(1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化（これを踏まえた責任追及を含む。）
- ② 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴等の検討を行うことを含む。）とともに、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢を確立すること
- ③ 貴組合の全役職員が法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するため、全ての役職員に対して少なくとも一定期間通常業務から完全に離れて、研修を行うこと
- ④ このため、本年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、貴組合において命令発出日前に借入等の申込みを受けている者を除く。）に対する融資業務を停止すること
- ⑤ 当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止を確保し、適切な受検・報告態勢を確立すること

- ⑥ 一連の不祥事件について、今回の当局検査等を踏まえ、更なる事実関係の精査及び真相究明を徹底して行うこと
 - ⑦ 貴組合が当局に提出した業務改善計画（令和7年6月30日付）について、その後の進捗状況並びに今回の当局検査及び業務改善命令を踏まえ、必要な見直しを行うこと
- （2）公的資金の活用に係る特定震災特例経営強化計画について、上記（1）を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- （3）上記（1）の業務改善計画及び上記（2）の特定震災特例経営強化計画を令和7年11月14日（金）までに提出し、直ちに実行すること（提出後に計画の修正等を行った場合には、都度速やかに提出すること。）。
- （4）上記（3）の業務改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月末までに報告すること（初回報告基準日を令和7年12月末とする。）。なお、令和7年5月29日付命令に基づく業務改善計画の実施状況については、本報告の中において報告すること。

【お問い合わせ先】

いわき信用組合 本部

電話番号 0246-92-4111

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9：00～18：00